

申請に関する誓約事項

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
企業等名称
代表者役職・氏名

事業者は、補助事業の実施を希望するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 全般事項

- 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽や不正はありません。
- 規則及び交付要綱等（以下「要綱等」という。）の記載内容を理解し、同意したうえで補助金を申請します。また、要綱等に反したことにより、本補助金交付決定の全部又は一部を取り消されても異議を申し立てません。
- 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還することに応じます。
- 補助後5年間、県が行う毎年の追跡調査（売上高等の決算書類及び採用状況等報告書の提出等）に協力します。
- 埼玉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 本補助金に採択された場合、商号又は名称（法人番号を含む）、事業実施場所の市区町村を埼玉県が公表することに同意します。また、補助事業の事業計画内容について、埼玉県が公表する際には協力します。
- 審査結果等について従い、審査経過及び審査結果の内容に関する問い合わせは行いません。

2. 補助対象者の条件（該当していることへの誓約）

- 女性ドライバーの採用を行う意思があり、求人募集等を実施します。
- 本補助金申請日時点において、県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業継続する意思があります。
- 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っています。
- 現状で建築関連法令を遵守しており、本補助金による整備においても当該法令に則って行います。

3. 補助対象者の条件（該当していないことへの誓約）

- 補助を受けようとする事業について、国、都道府県、市町村等が助成（左記以外の機関が、国等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の補助制度（以下、これらを「他の補助制度」という。）の交付決定を受けていません。これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請書及び提出書類の記載内容を共有することに同意します。なお、現在他の補助制度に申請中の場合、本補助金と他の補助制度で同一事業に対して交付決定を受けた場合はどちらかを取り下げます。
- 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納はありません。
- 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられたことはありません。
- 本補助金申請日時点において、労働関係法令の違反はありません。